

県民参加の森づくり推進事業実施要領

1 趣 旨

県民の森づくり活動への参加機会を増やし、その活動を通して、森林や森林資源の大切さに対する理解を深めるため、森づくり団体等が「森づくり県民大作戦」の春の重点活動期間（4月1日から6月30日）と秋の重点活動期間（9月15日から12月15日）等に森づくり活動を行なう場合、その活動を支援します。

2 助成の対象となる活動の内容

次に掲げる要件のいずれかを満たす活動、行事等とする。

- (1) 「森づくり県民大作戦」の春と秋の重点期間に行う森づくり活動であって、県に対し事前に**エントリーして行う活動であること**
- (2) 一般県民を募集して行う森林整備活動や自然体験等の行事であること
- (3) 下流部と上流部の住民等が協働して行う森づくり活動であること
- (4) 森林所有者等と地域住民等が協働して行う森づくり活動であること

3 助成対象団体

次の（1）及び（2）の要件を満たす団体、又は（3）の団体とする。

- (1) 森づくり活動を行う非営利の団体、市民グループ等の団体
- (2) 構成員が5人以上の団体
- (3) 森林組合等森林・林業関係団体

4 助成対象と助成額

助成対象経費及び助成限度額は「別表」のとおりとする。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する団体（以下「助成希望団体」という。）は、**交付申請書（様式1）**等を公益財団法人静岡県グリーンバンク理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

また、助成希望団体の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各1部

① 交付申請書（様式1）

② 「森づくり県民大作戦」**エントリーシート**（県から返送されたものの写し）

2) 提出期限：別に定める日まで

6 採択の決定及び通知

理事長は、5により提出された助成申請書等の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し助成希望団体に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額を減額して助成額を決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

理事長は交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付することができる。

助成金交付の決定を受けた団体（以下「助成決定団体」という。）は、助成対象となる活動を中止又は廃止しようとする場合には、あらかじめ理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

助成決定団体は、助成対象の活動完了後、実績報告書（様式2）等を**理事長に**提出するものとする。

1) 提出書類 各1部

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 支出に関する領収書等の写し
- ③ 活動成果整理表（様式3）
- ④ 活動の状況写真
- ⑤ その他、参加者募集チラシ、新聞記事等

2) 提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の12月31日のいずれか早い日までとする。

9 助成金の額の確定

理事長は、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定するものとする。また、確定した助成金額が交付決定額と同額の場合は、確定通知を省略することができる。

助成対象として認められない経費や証拠書類等で確認できない支出等がある場合は、決定額を減額して助成額を確定するとともに、前払いを行っている場合は、助成決定団体に対し返還を求めるものとする。

10 助成金の交付

理事長は、**5の交付申請書及び8の実績報告書に記載**された請求額を支出するものとする。

なお、**6により決定した助成額又は9により確定した助成額**が請求額と異なる場合は、**決定又は確定した助成額を支払うものとする。**

1.1 団体による情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、助成決定団体は活動に当たって「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。

また、助成決定団体は、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。

附 則

この要領は、平成28年度事業から適用する。

この要領は、平成29年度事業から適用する。

この要領は、平成30年度事業から適用する。

この要領は、平成31年度事業から適用する。

この要領は、令和2年度事業から適用する。

この要領は、令和3年度事業から適用する。

この要領は、令和4年度事業から適用する。

この要領は、令和5年度事業から適用する。

この要領は、令和6年度事業から適用する。なお、様式については、1年間は従前の例によることができるものとする。

「別表」 【県民参加の森づくり活動推進事業】

1 助成の対象となる経費

助成金の対象となる経費の詳細は、「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと。

科目	区分	摘要
森林整備活動費 森林環境教育費 資機材費	苗木代	農作物や花の苗、種、球根は対象外
	資機材購入費	チェンソー、草刈り機等(※) 鎌、鉋、のこぎり、くわ、ヘルメット等
	消耗品費	苗木の支柱、チェンソー等の替刃、救急薬品、教材、材料費等
	借上げ料	資機材運搬車両、施設使用料等
	燃料費	チェンソー等の燃料代
	保険料	傷害保険
	印刷製本費	資料、チラシ等のコピー代等
	通信費	切手(参加者募集用)、振込料
	指導者謝金	外部の講師・指導者に限る
	その他	
情報発信費	—	実施した森づくり活動をSNSやホームページで情報発信するにかかる募金事業細則で定めた経費

※ チェンソー等を購入する場合の助成の上限額は次のとおり

- a チェンソー : 50千円/台(差額は活動団体負担)
- b 刈払い機 : 35千円/台(差額は活動団体負担)
- c その他の機械 : 30千円/台(差額は活動団体負担)

2 助成の限度額

行事等参加延べ人数に応じて、下表のとおりとする。なお、1)及び2)の加算した額は、他への流用を不可とする。

行事等参加延べ人数	活動助成限度額	苗木代加算限度額	ナラ枯れ木等の除去費加算限度額
10人以上30人未満	50,000円	50,000円	100,000円
30人以上50人未満	100,000円		
50人以上	150,000円		

- 1) 一般の方にも参加を求めて植樹活動を行う場合、表欄に記載の限度額を苗木購入代として加算することができる。
- 2) 活動対象森林内（公有林を除く）の危険又は景観を著しく損ねるナラ枯れ木等を除去する場合、除去（伐倒・集積のほか、搬出も含んで良い）に要する経費（重機などの借上げ料、傷害保険料、専門的な作業の委託料ほか）として、除去した立木の材積1 m³当たり 10,000 円を、表欄に記載の金額を限度額として加算することができる。

3 助成限度額にかかる調整

同一年度に「森づくりグループ活動支援事業」にも助成申請する場合は、次のとおり助成限度額を調整する。

【調整】：2 つの事業の助成申請額の合計は、それぞれの事業の助成限度額のいずれか大きな方の額を上限とする。